

羽幌町教育委員会告示第1号

令和8年度(2026年度)北海道天売高等学校入学者第2次募集要項

令和8年度(2026年度)北海道天売高等学校の生徒を次の要領により募集する。

令和 8年 3月19日

羽幌町教育委員会

教育長



1 募集人員

| 課 程 | 学 科 | 募集人員 |
|-------|-------|------|
| 定 時 制 | 普 通 科 | 39名 |

2 出願資格

本校に出願することのできる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

また、天売島外から出願する場合は、出願時まで、羽幌町教育委員会と調整したうえで居住場所を確保している等、在籍の間、天売島内に住所を有し生活できる者であること。

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者(令和8年(2026年)3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。)
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者(令和8年(2026年)3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者(令和8年(2026年)3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。)
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 出願の受付

| 受 付 期 間 | 受 付 時 間 |
|---|--------------|
| 令和8年(2026年)3月23日(月) ～令和8年(2026年)3月24日(火) | 9:00 ～ 16:30 |

4 出願の手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を経由して、北海道天売高等学校長(以下「高等学校長」という。)に提出すること。ただし、ただし、令和8年(2026年)3月31日に満18歳以上の者(平成20年(2008年)4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。)が出願する場合は、次のア～エの書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接高等学校長に提出すること。

なお、上記の書類を郵送する場合には大型封筒を利用し、折り目以外では折らずに封筒の表面に「入学願書」と朱書し、一般書留速達又は簡易書留速達により期日までに必着するよう送付すること。

ア 入学願書

羽幌町立高等学校学則(昭和26年羽幌町教育委員会規則第1号)第13条の規定による入学願書(同規則別記様式第3号)。

イ 入学検定料

羽幌町立高等学校の入学検定料等徴収条例(昭和30年羽幌町条例第2号)で定める金額(300円)を現金で納入すること。

なお、郵送する場合は、現金書留により本校あて送付することとし、入学願書への収入証紙は貼付しないこと。

ウ 写真

出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真(縦7cm・横5cm)を写真台紙に貼り付けること。

エ 個人調査書

成人の出願者(夜間中学を卒業見込みの者を除く。)のうち、中学校又は義務教育学校(以下「中学校」という。)卒業後5年を経過していないものに限り、卒業した中学校長が作成した個人調査書を提出すること。

(2) 中学校長の手続

ア 入学願書及び出願者一覧表

高等学校長に出願者の入学願書を送付するときは、中学校長は、出願者一覧表を添付すること。

イ 個人調査書

中学校長は、令和8年(2026年)3月25日(水)までに、高等学校長に個人調査書を送付すること。なお、当初の入学選抜において出願しなかった者については、事情を説明した書類を添付すること。

5 道外からの出願者の手続

(1) 出願者が道外の中学校出身で保護者が道外に住している場合

保護者が出願者とともに北海道内に居住しない場合は、北海道内に居住する身元引受人を確実に定め、道外からの入学出願に関する身元引受書(誓約書)及び身元引受人の住民票を、北海道天売高等学校長に提出しなければならない。

(2) 出願手続

出願の手続は「4 出願の手続」の項目によるほか、前記(1)の書類を提出すること。ただし、個人調査書については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができ

る。

6 入学者の選抜

「令和8年度(2026年度)道立高等学校一般入学者選抜実施要項」の定時制の課程に係る選抜に準じて行う。

(1) 次に示す資料を総合的に評価して行う。

ア 個人調査書(中学校卒業後5年を経過した出願者を除く。)

イ 面接の結果

なお、面接は出願者の全員について、下記のとおり個人面談を実施する。

また、「(3) 遠隔での実施」については、羽幌町教育委員会教育長が別に定める「令和8年度(2026年度)羽幌町立北海道天売高等学校 天売島外からの出願に係る入学者選抜における遠隔面接実施要項」の「2 遠隔面接を受検できる条件」を満たす場合に選択できる。

(2) 天売島内での実施

ア 期日

令和8年(2026年)3月24日(火)とする。

イ 場所

北海道天売高等学校とする。

ウ 持参すべきもの

- ・受検票
- ・筆記用具
- ・上靴

※ 詳細については、受検票送付時に連絡する。

(3) 遠隔での実施

ア 期日

令和8年(2026年)3月24日(火)とする。

イ 実施方法

遠隔面接の実施は、羽幌町教育委員会教育長が別に定める「北海道天売高等学校 天売島外からの出願に係る入学者選抜における遠隔面接実施要項」による。

(4) 特別の事情により、前記アの資料の一部が欠ける場合は、北海道天売高等学校長の判断による。

7 合格発表

令和8年(2026年)3月27日(金)までに合格者に通知する。

8 出願書類の請求

直接、北海道天売高等学校に請求すること。

9 その他

(1) 不明な点は、原則、中学校を通して直接本校に問い合わせること。

(2) 郵便による照会や用紙を請求する場合は、宛先を記入し所要切手を貼付した返信用封

筒を同封すること。

- (3) 出願後の照会については、受検番号を明示すること。
- (4) 第2次募集終了後、入学希望者がある場合は、令和8年(2026年)4月17日(金)までの間に選抜の上、入学させることができる。

- (5) 本校の住所及び電話番号等

ア 所在地 〒078-3954 苫前郡羽幌町大字天売字前浜 100 番地

イ 電話 01648 (3) 5144

ウ FAX 01648 (3) 9988